

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間については、国民年金の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、申立期間の当時、A市に住んでおり、国民年金の保険料の納付は、毎月、女性の方が自宅まで集金に来ていた。

65 歳になり、社会保険事務所で年金の裁定請求の手続をした際にも、「未納期間はありません。」と言われ安心していましたが、最近になり「ねんきん特別便」が来て、昭和 37 年度及び 46 年度の納付記録が未納とされていることに気がつき、「国民年金保険料納付記録の照会申出書」を提出して調査をしてもらったところ、46 年度分の保険料は納付していたことが判明して記録が訂正された。

昭和 37 年度についても国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間は保険料をすべて納付しているほか、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

また、申立人の夫が厚生年金保険に加入した後も、17 年間にわたり国民年金に加入して保険料をすべて納付しており、年金に関する意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市では、申立期間当時、各支所で国民年金手帳に印紙を貼付し検認を行っていたほか、出張検認によっても保険料を徴収していたことが確認でき、申立内容を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて、生活環境等に大きな変化は無かったとしており、昭和 36 年度及び 38 年度以降の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間のみ未納となるような周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から42年11月まで

年金特別便で昭和40年12月からの国民年金保険料が未納であるとの通知をもらったが、国民年金手帳の昭和41年度及び42年度については割印が押され、右側の印紙検認台紙が切り取られているので納付しているはずである。再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその夫から聴取しても、保険料の具体的な納付状況等が必ずしも明確ではない。

また、申立人は国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離され、切り離し部分にある契印が保険料を納付していた証拠であると主張しているが、国民年金法施行規則及び市町村事務取扱準則において、年度を越えた手帳の印紙検認台紙は納付の有無にかかわらず、契印を押し、切り離すことと定められており、申立人が所持している国民年金手帳の昭和41年度及び42年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が無く、契印のみで切り離されていること、申立人が居住していたA市においても同規則及び同準則に基づく取扱いが行われていたことが確認できることから、申立人が所持している国民年金手帳の契印をもって保険料を納付していたと認めることはできない。

さらに、A市から引継いだB町の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳でも申立期間は未納とされ、関係行政機関の記録に特段の不自然さは見られず、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から14年9月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、受給する年金額を少しでも増やしたいと思い、60歳となる平成10年10月ごろ、市役所へ国民年金に継続して加入したい旨の電話をし、加入は可能であるとの回答を受けたため、後日、市役所に出向き、国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料は、郵便局か銀行の窓口において、納付書に現金を添えて、毎月、自分で納付していたはずなので未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が提出した国民年金任意加入被保険者資格継続申出書には、平成14年10月1日に国民年金に加入した旨の記載があり、申立人自身も自分で書いたものに間違いのない旨証言していることから、申立期間について国民年金に加入したとする申立人の主張と矛盾している。

また、市の国民年金名簿並びに申立人が平成11年3月及び15年3月に市役所国民年金課で年金相談の説明を受けた際の資料（国民年金加入状況連絡票）においても、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していた旨の記載は無く、これらの記録に反して、申立人が申立期間も被保険者として保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 30 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間当時、A市B町のデパート近くの株式会社Cに勤務し、給料から厚生年金保険料を引かれていた記憶がある(給料の 10 パーセント)ので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料控除額について、給料の 10 パーセント程度と記憶しているが、当時の保険料率(1,000 分の 30 (3 パーセント))と大きく相違している上、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、同庁の事業所名簿上も、当該事業所と考えられる事業所は見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚や代表者等の関係者についての記憶が定かではなく、これら同僚等から申立てを確認できる証言等を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。